



11月は児童虐待防止推進月間です！

児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害です。子どもの心身の成長や人格の形成に深刻な影響を与えるだけでなく、次の世代に引き継がれるおそれもあります。

児童虐待は4つに分類されます

身体的虐待

殴る・蹴る・たばこの火を押し付ける・戸外に締め出すなど
※生命に危険がおよぶ恐れがあります

ネグレクト

適切な食事を与えない・極端に不潔な環境の中で生活させる・重大な病気やけがをしても病院へ連れて行かないなど
※保護者としての監護を著しく怠っていること

性的虐待

子どもへの性交・性的暴力・ポルノ写真の被写体に強要するなど

心理的虐待

言葉で怖がらせる・脅迫する・他の兄弟と著しく差別的な扱いをする・子どもの前で配偶者などに暴力をふるうなど

「おかしいな」「もしかしたら虐待？」と気付いたら、ためらわずに相談(通告)を！



虐待は、発見や対応が遅れば深刻な事態になる恐れがあります。虐待されている子どもはもちろん、虐待している保護者も自ら助けを求めることはなかなか出来ません。表面化しにくい虐待をくい止めるためには、周囲のみなさんの「気付き」がとても大切です。

児童虐待防止法では、「児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに通告しなければならぬ」と定められています。

「相談(通告)したのが自分だと知られたら困る。」「虐待でなかったら(間違っていたら)悪いな...」などの心配から相談(通告)することをためらっていませんか？

相談(通告)をした人やその内容が知られる心配はありませんし、間違っていたからといって責められることはありませんので、虐待に気付いたら安心してご相談ください。

【相談・通報窓口】 福祉課 福祉支援室 ☎68-5534 米子児童相談所 ☎33-1471

地域包括支援センターNEWS

介護サービスを利用するには要介護認定の申請が必要です

介護サービスとは、訪問介護や通所介護、介護老人福祉施設の入所など、介護にかかわる様々なサービスのことです。

介護サービスを受けるには、次のような流れで、申請から約1か月の時間を要します。

- 1 **申請** 役場で「要介護認定」の申請を行う。本人や家族が申請できない場合は、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業所などに代理で申請してもらうこともできます。
- 2 **調査・判定** 申請者のお宅などを訪問し、聞き取り調査を行います。その後、調査結果と医師の意見をもとに、「認定審査会」で審査し、要介護度を判定します。
- 3 **認定** 南部箕蚊屋広域連合が認定を行い、本人に通知します。
- 4 **ケアプラン(サービス計画)の作成** どんなサービスが必要か、費用・日時・内容など利用者にあったサービス計画を作成します。計画作成費の個人負担はありません。
- 5 **サービスの利用** 利用者負担は原則1割です。

【問い合わせ・申込み先】 伯耆地域包括支援センター(健康対策課 生活相談室内) ☎68-4632